住基ネット不接続による当該団体の住民以外に生じるデメリットについて

1 国の行政機関・都道府県に生じるデメリット

- ・国の行政機関・都道府県は、住基法で定められた利用事務を実施するに当たり、住基ネット に不接続である当該団体の住民に関する本人確認情報については、住基ネットを通じて提供 されない。
- ・このため、<u>住基ネットを活用する国の行政機関・都道府県において、当該市町村の事務処理</u> <u>のための特段の体制が必要となるなど、行政効率化の阻害</u>となる。

例えば…

- ・年金の受給に関して、社会保険庁では当該団体の住民につき、<u>現況届の印刷、その郵送</u> 費用だけでなく、郵送による現況確認に係る事務体制(処理システムや人員など)を整 備する等事務負担が生じる。
- ・<u>年金受給者の現況確認が間に合わず、年金過払いといった状況が生じうる</u>。 (通常、原則として年金支払の都度(年6回)住基ネットを通じて現況確認を行うところ、 当該団体の住民については年1回の葉書による現況届によるため、タイムラグが生じ、ま た、手続漏れ等による誤った支払停止の要因ともなり得る。)
- ・住基ネット活用による年金未統合記録の解明が、当該団体の住民について進展しない。
- ・都道府県においては、パスポートの申請時に住民票の写しによる確認を要するなど、 <u>別途の取扱い</u>が必要。

・<u>転入してきた者に係る転入通知</u>(法第9条、全国で年間約400万件)については、転入先団体から転出元団体に通知する必要があるが、<u>不接続団体が転出元である場合</u>には住基ネットを通じた通知ができないため、<u>転入先団体において文書作成・郵送に係る事務負担</u>が生じる。

(不接続団体が転入先である場合には、転出元団体は郵送による転入通知を受けることとなり、別途の取扱いが必要となる。)

・本年の住基法改正により、<u>戸籍の附票の記載の修正に係る通知</u>(法第19条(※))も住所地団体から本籍地団体に対して住基ネットを通じて行うこととなったため、<u>不接続団体が住民の本籍地である場合</u>には、<u>住所地団体において文書作成・郵送に係る事務負担</u>が生じる。(※)戸籍の附票の記載の修正等は全国で年間約1,380万件あるが、本籍地と住所地が同一市町村である場合等、通知が不要な場合も一部含まれる。

(不接続団体が住所地である場合には、本籍地団体は郵送による通知を受けることとなり、 別途の取扱いが必要となる。)

- ・住基カードを有する者は、当該者が<u>郵送による付記転出届を行うことで、転出証明書を要せず転入手続</u>を行うことができるが、<u>不接続団体が転入先である場合</u>は、このメリットを享受することができない旨、<u>転出元団体が住基カードを有する者に注意喚起を行う必要</u>がある。
- ・本年の住基法改正により、<u>住基カードを有する者は他の市町村への転入後もその住基カードを引き続き利用できる</u>こととなるが、<u>不接続団体が転入先である場合</u>には、住基カードの利用ができず、また、住基カードを有している限り転出証明書による転入手続ができないため、<u>転出元団体は住基カードの確実な返納を求める必要</u>がある。